

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第15次提案等に対する対応方針（平成21年11月12日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
920	新医薬品の製造販売承認後に係るGMP調査（医薬品等の製造所における製造管理及び品質管理の方法に関する基準適合調査）の実施主体の拡大	薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第6項 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条第2項第7号	平成22年度中を目的に、速やかに評価を行い、結論を得るべく、検討	新医薬品に関する承認後の実生産段階におけるGMP調査の実施主体の役割分担については、GMP調査の実績データ等を基に、各自治体の意見も踏まえつつ、速やかに評価を行い、結論を得るべく、検討する。	検討中	第15次提案等対応方針を踏まえ、実現に向けた方策につき、検討を進めているところ。 現在「全国」で実施可能かどうかについて、業務量の調査を行い、本年度中に速やかに評価を行い、結論を得るべく、検討を行っているところ。	厚生労働省

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において措置された事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1213	通訳案内士制度の見直し	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第3条、第5条、第6条	平成22年6月を目途に結論	<p>【第15次提案等に対する対応方針（平成21年11月12日）】 平成21年6月より通訳案内士制度の抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催し、平成22年6月を目途にとりまとめを行う予定。</p> <p>【過去の未実現提案等についての対応方針（平成22年1月29日）】 通訳案内士制度（全般）の見直しについては、平成21年6月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成22年6月を目途に結論を得る。 【平成21年11月12日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年6月を目途にとりまとめ」とされていたもの】</p>	全国で実施 （※右欄参照）	<p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）における「日本を元気にする規制改革100」で、次のとおり、規制・制度改革を推進するとされた。</p> <p>報酬を得て通訳案内を業として行う通訳案内士になるには、「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要があるが、訪日外国人旅行者の急増等を受け、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得た上で、できる限り早期に措置する。</p>	国土交通省